

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q A病院で交付された処方せんを受け付けましたが、数日前に調剤したB病院の処方せんに記載されていた医薬品と重複していたため、A病院の処方医に疑義照会したところ、その処方せんに記載されていた医薬品はすべて削除されることになってしまいました。このような場合、重複投薬・相互作用防止加算など、何か算定できる点数はあるのでしょうか。

(匿名希望)

A 残念ながら、算定できる点数項目はありません。重複投薬・相互作用防止加算(薬剤服用歴管理指導料)は、患者の薬歴に基づいて、併用薬との重複投薬(薬理作用が類似する場合を含む)、もしくは、併用薬・飲食物などとの相互作用を防止することを評価したもので、処方医へ疑義照会を行った結果、処方内容に変更が生じた場合には20点、変更が生じなかった場合には10点を算定できます。

また、複数の処方せんによる重複投薬または相互作用の防止については、受付時点が同時の場合だけでなく、受付時点が異なる場合(すなわち、すでに調剤済みの処方せんとの重複投薬・相互作用の防止)であっても、対象となる医薬品の服用期間内であれば認められます。

しかし、処方医への疑義照会の結果、処方せんに記載されている医薬品がすべて削除されることになってしまった場合には、重複投薬・相互作用防止加算はもちろん、算定できる点数項目は何もありません。

薬剤師として患者の安全確保のために行った重要な業務の1つであることには間違いありませんが、現行の仕組みでは、残念ながら、必ずしもすべての行為を十分評価できているというわけではありません。

Q 嚥下困難者用製剤加算は、処方せん受付1回につき1回算定できることになっていますが、分割調剤を実施した際の2回目の調剤時には、再度、嚥下困難者用製剤加算を算定できるのでしょうか。初回と2回目は同一薬局で調剤するものとします。

(愛知県 匿名希望)

A 処方せん受付時のみ、すなわち、分割調剤時の初回のみ算定できます。

嚥下困難者用製剤加算は、嚥下障害などのため、市販されている剤形のままでは服用困難な患者に対して、錠剤を砕くなど剤形を加工した後に調剤することを評価したもので、「処方せん受付1回につき1回算定できる」(厚生労働省通知)とされています。

しかし、分割調剤を行った場合には、初回調剤時のみ「処方せん受付回数」を1回として取り扱うことになっており、2回目以降の調剤時には「処方せん受付回数」としてカウントすることはできません。

したがって、分割調剤の場合には、初回調剤時のみ、嚥下困難者用製剤加算を算定することが可能です。